

国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める意見書

新型コロナウイルス感染症はワクチン接種の開始、首都圏1都3県での非常事態宣言解除という状況にも関わらず、拡大の収束は見通せない状況が続いています。長引くコロナ禍は、県民生活と中小業者の営業に深刻な打撃を与えており、多くの業者が倒産・廃業の瀬戸際に立たされています。

多くの個人事業主が加入する国民健康保険税（料）のコロナ特例減免が、今年度末の3月末まで実施されています。新型コロナウイルス感染症被害により売り上げが前年比30%以上減少した世帯に対し、国保税の全額免除を含む画期的な減免制度です。また、感染した国保加入の被用者（労働者）に「傷病手当」を支給する特例も実施されました。

しかし、周知徹底の弱さなどにより、減免申請世帯数は、国保加入世帯数の1割程度にとどまり、減免対象でありながら救済されていない世帯が残されています。県内経済は、観光産業の落ち込みをはじめ、飲食業における時短営業とその取引業者への影響、建設業における工事の中断や遅延など、全ての業種がいまだにコロナ以前の売り上げを回復できていない深刻な状況にあります。

名護市議会は、令和2年5月27日付で「新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税（料）及び介護保険料の減免制度について国の支援を求める意見書」を全会一致で採択し、関係機関へ提出を行ってきましたが、コロナ被害から県内中小零細業者の営業と生活を支援するために、来年度（令和3年度）も国民健康保険税（料）のコロナ特例減免を継続実施する必要があります。併せて、国保における「傷病手当」の対象を自営業者とフリーランスにも拡大することも必要です。

つきましては、下記事項について強く要請します。

記

- 1 政府においては、令和3年度も国民健康保険税（料）のコロナ特例10割減免等を継続実施すること。
- 2 国保における「傷病手当」の対象を自営業者とフリーランスにも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月25日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、
経済再生担当大臣（全世代型社会保障改革担当大臣）、衆議院議長、参議院議長